

宿毛まるごと産業祭

出店者募集要項

- 1 主 催 宿毛市産業祭実行委員会
- 2 開催日時 令和6年4月29日(月・祝) 午前9時～午後3時
- 3 会 場 宿毛市総合運動公園(宿毛市山奈町芳奈 4024 番地)

4 出店資格

- (1)宿毛市内で活動している事業者、団体及び個人
- (2)その他、当実行委員会が適当と認めた者

※宿毛市暴力団排除条例に基づき、暴力団並びに暴力団の関係する店舗の出店はお断りします。

5 出店内容

- (1)1次製品の販売、加工品の展示販売、地元産品を使用したグルメ商品、その他宿毛市で行われている産業と認められるもの。
- (2)宿毛市内に事業所等がある会社で、製造品(販売品を含む)の展示などを行おうとするもの。

6 出店方法

別紙「出店申込書」及び「誓約書」に必要事項を記入のうえ、令和6年2月29日(木)までに宿毛市産業祭実行委員会(事務局:宿毛市産業振興課)に申込みして下さい。

※出店は申込順となりますので、出店ブースが埋まった場合には、出店をお断りさせていただきます場合があります。

※申込みを頂いた方に対し、後日、「出店マニュアル」及び「通行許可証」等を送付しますので、内容等の確認をお願いします。

7 出店ブース・料金

- (1)出店ブース(1団体あたり2ブースを上限とします。)

①屋内(市民体育館内)

- :間口 2.5m×奥行 2.5m
- :展示・販売などで水を使用しないもの

②屋外(市民体育館前の設置テント)

- :間口 2.5m×奥行 3.6m
- :飲食物(その場で食べるもの)販売、水を使用するもの

※屋内・屋外共に机2台と椅子2脚はこちらで準備します。これ以外の必要な物

品につきましては、出店者が各自で準備して下さい。

(2)利用料金 ①屋内 2,000 円/1 ブース

②屋外 3,000 円/1 ブース

※宿毛市産業祭実行委員会は消費税インボイス制度の登録を受けていませんが、インボイス制度の経過措置期間内のため、仕入税額の一部が控除できます。詳しくは所管税務署へお問い合わせください。

8 会場レイアウト

出店場所については、全体の並び方などから、主催者で決定しますので、ご了承願います。また、屋内・屋外のご要望に沿えない場合もありますので、ご了承下さい。

給排水につきましては、会場に設置されているものを使用させていただきますので、異物の入ったものを排水には流さないでください。

電源につきましては、屋内ブースを申し込みする際、使用電力等を「出店申込書」でお知らせ下さい。屋外テントには電源がありませんので、電力が必要な場合には、各事業者で発電機等を用意願います。

9 販売について

(1)販売責任について

商品や現金の管理は、出店者各自の責任において管理して下さい。

販売価格の表示を明確に行い、法令等に基づく各種所定の表示を厳守して下さい。

(2)飲食店の衛生管理について

加工食品の販売や会場での調理には、保健所の許認可届出が必要な場合がありますので、各出店者の責任において各種法令を確認のうえ、必要な場合には必ず取得して下さい。

(3)臨時食品営業許可等について

飲食店を出店する際には、臨時食品営業許可の申請が必要ですので、保健所の申請等の手続きは、出店者自身でお願いします。

(4)酒類の販売について

酒類の販売に必要な届出等の手続きは出店者自身でお願いします。

(5)衛生面での配慮について

調理時だけでなく販売時においても、帽子やエプロン、手袋を着用するなど衛生面には細心の注意を払って下さい。

(6)その他

飲食販売行為に関して、必要な手続き等を忘れて、事故や苦情が発生した場合の損害賠償の責は、実行委員会では一切負いません。

令和 年 月 日

出店申込書

団体名又は屋号	フリガナ
代表者名	フリガナ
	⑧
住所 (文書等送付先)	〒 -
連絡先	担当者氏名 _____ ※代表者と違う場合
	電話 _____ ファックス _____
	メール _____
希望ブース	【屋内・屋外】※水を使用する場合は、屋外ブースになります。 希望ブース数 _____ ※2ブースを上限とします。
出店内容	販売・展示するものを具体的に記入して下さい。 (チラシへの掲載、出店場所の参考とするため、できるだけ具体的に記入して下さい。)
	・火器の使用 【有・無】 ※屋外のみ記入。各事業者での確保となります。 ・電気の使用 【有・無】 ※屋外の場合は各事業者での確保となります。 ↳ 発電機【燃油・ガス】 ※屋外のみ記入。各事業者で確保となります。 ・使用見込電力 ※屋内のみ記入。使用機器等を記載して下さい。冷蔵庫1台00kwなど

【提出期限】 令和6年2月29日(木)

出店申込書に添えて提出してください

誓約書

「宿毛まるごと産業祭」の出店に際し、その趣旨に従い、関係法令ともに下記の事項について遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反した場合は、出店を差し止められ又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

記

- 1 私（代表者）は出店に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。
また申請内容の確認のため、宿毛市産業祭実行委員会が必要と認める場合には、提出した書類等について関係官庁に調査、照会することを承諾します。
- 2 自己若しくは自社の役員又は出店参加者名簿に記載の者等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) (2) から (5) に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体、又は個人。
 - (7) (2) から (5) に掲げる者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人その他の団体又は個人。
- 3 2の者から不当な要求を受けた場合は、速やかに警察に通報いたします。

令和 年 月 日

徴取

宿毛市産業祭実行委員会会長 様

所在地（住所）

団体名又は屋号

代表名

印

生年月日 年 月 日

出店参加者名簿

氏名	フリガナ	生年月日	性別	備考

※記入欄が不足する場合は、様式は問いませんので上記事項を記載した名簿を別添で提出してください。

【備考】

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報、宿毛市個人情報保護条例（平成13年宿毛市条例第27号）の規定に基づき取り扱うものとし、宿毛市が宿毛警察署との協定に基づき実施する暴力団等の排除以外の目的には使用しません。また、宿毛市がこれらの情報をもとに宿毛警察署長から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法】

- 1 この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な（旧字等）字体で記載してください。
 - (1) 株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む、）及び執行役（代表執行役を含む、）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 一般社団法人若しくは公的社団法人又は一般財団法人若しくは公的財団法人については、理事
 - (5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にあることとされる者
 - (6) 法人格を有しない団体者については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 個人については、その者
 - (8) 次に該当する場合は、(1)から(7)に掲げる者のほか、次の者
 - ① 支配人を置く場合は、支配人
 - ② 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
 - (9) 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人
- 2 新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

○宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（抜粋）

（市の事業等からの暴力団の排除）

第4条 市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について次の各号のいずれかに該当する者として確認したときは、次条から第10条までに定めるところにより、市の事業等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等
- (2) その契約に係る業務又は補助金等に係る事業（以下「業務等」という。）に関し、暴力団員等を使用したと認められる者
- (3) 暴力団員等を雇用している者
- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者
- (6) その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (7) 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (8) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると市長が認める者

- 2 市長は、前項の確認をするために必要であると認める場合は、宿毛警察署長に対して、照会を行うものとする。